（法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業）

第十三条　法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる要件の全てを満たす小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの

イ　認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が、常時雇用する従業員の数の十分の二に相当する数以下であること。

ロ　次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約（その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約をいい、当該投資契約に係る払込金を、第三条第三項に規定する事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下同じ。）の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数が二人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、一人）以上増加していること。

（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）

第十五条　法第二十七条の五に規定する課税の特例の適用を受けようとする会社は、別記様式第六による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出し、その指定を受けなければならない。

［一～三　略］

四　常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

［五～七　略］

［2～12　略］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第六の七の報告書に、当該指定会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

［一～三　略］

四　常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

［五～八　略］

［2～9　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業）

第十三条　法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

［一・二　同上］

三　小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの（次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約（その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約をいい、当該投資契約に係る払込金を、第三条第三項に規定する事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下同じ。）の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数が二人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、一人）以上増加している場合に限る。）

（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）

第十五条　法第二十七条の五に規定する課税の特例の適用を受けようとする会社は、別記様式第六による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出し、その指定を受けなければならない。

［一～三　同上］

四　常時雇用する従業員数を証する書面

［五～七　同上］

［2～12　同上］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第六の七の報告書に、当該指定会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

［一～三　同上］

四　常時雇用する従業員数を証する書面

［五～八　同上］

［2～9　同上］